

---

---

# 資 料 編

---

---

資料1 かまくら教育プラン策定の経過

資料2 告 示 文（写）

資料3 具体的な取り組み一覧

## かまくら教育プラン策定の経過

<p><b>(平成14年度)</b></p> <p>平成14年7月17日から 平成15年3月19日</p> <p>平成15年1月25日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かまくら教育プラン策定委員会会議の開催(平成14年度、会議を5回開催)。第1回策定委員会において、「(仮称)かまくら教育プラン」の基礎となる「鎌倉市の学校教育の将来に向けた構想及び指針」について諮問</li> <li>・「かまくら教育トーク」の開催</li> <li>・インターネット等による市民意見の募集(平成16年1月まで)</li> </ul>
<p><b>(平成15年度)</b></p> <p>平成15年5月29日～ 平成16年3月19日</p> <p>5月15日～5月28日</p> <p>6月17日～7月7日</p> <p>8月6日～ 平成16年1月19日</p> <p>平成16年3月25日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かまくら教育プラン策定委員会会議の開催(平成15年度、会議を5回開催)</li> <li>・保護者・教職員アンケートの実施</li> <li>・児童生徒アンケートの実施</li> <li>・小委員会会議の開催(4回開催)</li> <li>・提言書「鎌倉市の学校教育の将来に向けた構想及び指針 ～「かまくら教育プラン」への提言～」を受理</li> </ul>
<p><b>(平成16年度)</b></p> <p>平成16年4月～</p> <p>5月～</p> <p>6月1日～30日</p> <p>11月</p> <p>11月10日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内関係各課との調整</li> <li>・「かまくら教育プラン(素案)」作成</li> <li>・市内の全公・私立小中学校へ素案配布。意見募集</li> <li>・市内の全幼稚園・保育所へ素案配布。意見募集</li> <li>・広報かまくら6月1日号に素案掲載</li> <li>・素案に対する市民意見の募集(33件・184項目)</li> <li>・「かまくら教育プラン(案)」の作成</li> <li>・教育委員会11月定例会において「鎌倉市の学校教育における基本方針と目標」を可決、同日告示。「かまくら教育プラン」を承認</li> </ul>

## 告示文(写)

## 鎌倉市の学校教育における基本方針と目標

(平成 16 年 11 月 10 日 鎌倉市教育委員会告示第 15 号)

鎌倉市の学校教育における基本方針と目標を次のように定める。

基本方針	目 標
1 子どもたちが安心して学び生活できる、安全で開かれた学校づくりを進めます。	<p>子どもたちが教師や友人との信頼関係を築き、楽しく活気ある学校生活が送れるよう取り組みを進めます。</p> <p>家庭、地域と協力して、すべての子どもたちが安心して過ごせる安全な学校にするための取り組みを進めます。</p> <p>家庭、地域との連携のもとに、信頼と相互交流をいっそう進める「開かれた学校づくり」に努めます。</p>
2 子どもたちの学習意欲を高め、確かな学力の向上をめざします。	<p>学習の基礎・基本を定着させ、「わかる授業」をよりいっそう徹底させます。</p> <p>学習に対する子どもたちの興味・関心・意欲を引き出し、自ら学ぶ気持ちをはぐくみます。</p> <p>子どもたちがさまざまな体験を通じた学習をすることにより、自ら考える力と行動する力を身につけさせます。</p> <p>子どもたちが鎌倉の自然、歴史、芸術、文化などの学習を通して、郷土を愛する心をはぐくみ、国際的な視野を広げる取り組みを進めます。</p>
3 子どもたちに社会性・道徳性を身につけさせ、共に生きる心をはぐくみます。	<p>子どもたちが日々の活動や地域の人々とのふれあいを通して、感謝する心や思いやりの心、譲り合いの心をはぐくみ、社会性や道徳性を高めるよう指導します。</p> <p>学校は家庭や関係機関との連携をいっそう深め、子どもの心の問題の解決に向けた取り組みを推進します。</p> <p>障害のある人もない人も共に学び育つことを喜び合える環境づくりを進め、共に生きる社会の大切さを理解させます。</p> <p>子どもたちの豊かな成長のために、家庭、幼稚園・保育所、学校などが連携し協調して、連続性のある取り組みを進めます。</p>
4 子どもたちの心と体を健やかに成長させ、豊かな感性を養います。	<p>家庭と連携して子どもたちに正しい生活リズムと生活習慣を身につけさせ、心身の健康の増進を図ります。</p> <p>子どもたちに体を動かすことの大切さを認識させ、運動能力や体力の向上に向けた取り組みを進めます。</p> <p>家庭と連携して「食育」に取り組み、子どもたちの健康の基盤づくりを進めます。</p> <p>子どもたちが芸術活動や文化活動を通して、豊かな心をはぐくむことができるよう取り組みを進めます。</p>
5 安心して子育てができる環境づくりを進めます。	<p>子育ての楽しさや喜びを感じられるよう、関係機関や子育て支援団体などによる、支援のネットワークを充実します。</p> <p>子どもたちが安全に安心して外遊びができるよう、地域と一体になって、遊び場の環境づくりを進めます。</p>

## 具体的な取り組み一覧

### 基本方針 1

#### 子どもたちが安心して学び生活できる、安全で開かれた学校づくりを進めます

##### 校内における教育相談

各学校では、児童生徒一人ひとりもっている人間関係や精神的な問題、学習・生活などの教育上の問題について、本人またはその保護者などからの相談を受け、望ましいあり方について指導・助言を行っています。（再掲：基本方針3）

##### 児童指導の推進(小学校)

小学校では、全ての教員が子どもへの適切な指導を行うために児童指導に関する委員会等を設け、指導の内容等について検討しています。また、職員会議や研修などの全教員での会議において、指導についての話し合いの場をより多く設け、子どもの生活や成長に応じた適切な指導を行うよう心掛けています。さらに、各学校の児童指導の担当教員による児童指導担当者会を1年間に2回開催し、各学校での児童指導についての情報交換と指導についての研修を行い、各学校に還元しています。

##### 生徒指導の推進(中学校)

生徒指導は、学校の教育目標達成のため、学習(教科)指導とともに教育機能の重要な役割を持っており、学校の教育活動の全場面において行われています。きめ細かな生徒理解により、一人ひとりの生徒のよりよい発達と自己実現を助けるよう進められています。

中学校においては、生徒指導担当教員が中心となって校内生徒指導体制を確立し、全職員で指導に当たっています。生徒理解を深めるため、生徒指導部会を定期的に関き、情報交換と指導の共通理解を図っています。また、教育相談活動を充実させ、一人ひとりの生徒の理解と支援に努めています。

##### 教育センター相談事業

教育センターでは、相談事業と教育支援事業を行っており、幼児から青少年までの教育や生活上の諸問題の相談を受けています。また、教育支援教室「ひだまり」では、いじめや不登校で悩んでいる児童生徒に対する教育支援・学習支援・進路相談・カウンセリング等を行っています。（再掲：基本方針3）

##### 学級指導(ホームルーム)

小学校では、学級における好ましい人間関係を育てるとともに、児童の心身の健康・安全の保持増進や健全な生活態度の育成を図るために、学校給食、保健指導、安全指導、その他学級を中心として指導する教育活動を適宜行っています。

中学校では、個人と社会との関係を理解し、習慣を身につけるために、個人及び集団の一員としてのあり方に関する事、学校生活の充実に関する事、進路の適切な選択に関する事、健康で安全な生活などに関する事等を指導する教育活動を適宜行っています。

##### 進路指導

生徒が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択できるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行っています。具体的には、生徒の個人資料、進路情報、相談を通じて、生徒が自ら将来の進路の選択、計画を立て、さらにその後の生活によりよく適応し、進歩する能力を伸長するように指導・援助しています。

##### 新採用教員研修会

新任教員に対して、一年間の研修が実施されます。学習指導や学級経営に必要な基礎的・基本的な知識や技能を習得し、組織の一員としての意識を高めることをねらいとしています。（再掲：基本方針2）

##### 経験者研修会

新規採用後5年及び10年を経過した教員に、当面する教育課題に応える意味から、広い視野に立った指導力と資質の向上を目的として実施されます。学習指導や学級・学年経営、児童生徒理解等の専門的な知識や技能の習得など、個々の能力、適性に応じた研修を実施し、資質・指導力の向上を図ることをねらいとしています。（再掲：基本方針2）

##### スクールカウンセラー等による相談

児童生徒または保護者が、担任や教員以外に相談したい場合や専門的な助言を求めたい時などのために、各中学校区にスクールカウンセラー等の相談員を配置しています。

### CAP

CAPとは Child Assault Prevention(子どもへの暴力防止)の略で、子どもたちが自分自身の権利について理解し、その権利を奪おうとするいじめや虐待などのあらゆる暴力に対し、心と体と知恵をもって自分を守るための具体的で実践的なプログラムです。保護者・教員に対する大人ワークショップや、小学生向けの子どもワークショップが全小学校で実施されています。

### ピーガル君の家・こども110番

地域において、自主的に子どもを事件・事故から守るために平成9年から実施され、子どもたちを犯罪から守り、子どもの保護や救護、さらには不審者を発見した際の110番通報を依頼する、子ども駆け込み寺的避難場所をいいます。警察と防犯協会が取り組んできた「ピーガル君の家」のほかに、各学校のPTAや保護者会の校外活動として「こども110番の家」もあり、これらによって地域における子どもの安全確保が進められています。さらに、「こども110番の家」だけでなく、自転車や自動車に「こども110番」や「パトロール中」のプレートをつける活動も行っています。

### 校外委員会

学校外における児童生徒の安全を守る活動を行っています。PTAの組織として位置付けられていますが、PTA未組織校にも設置されています。

### 安全マップ

多くの学校で、交通事故発生場所や危険箇所、不審者の出没箇所、暗い道などを取り上げて安全マップを作成し、児童生徒の安全と安心を保つための指導に役立てています。

### 安全な通学路づくり

各学校では、毎年、教職員、校外委員などが通学路の安全点検を行い、改善箇所がある場合は、教育委員会に報告し、教育委員会は関係課及び警察などに改善要望を行っています。

### 安全で安心して遊べる環境づくり

市では平成16年度から「安全・安心まちづくり担当」を設置し、安心して暮らせる安全なまちづくりにかかわる調整等を行っています。  
(再掲:基本方針5)

### 教育センター街頭指導事業

子どもたちの健全な育成と非行防止のために、安全で安心した生活環境づくりに向けた児童生徒の下校時の街頭指導やキャンペーン、環境浄化調査・パトロールなどを実施しています。  
(再掲:基本方針3)

### 学校施設維持整備事業

学校施設の維持整備に当たっては、児童生徒に安全で快適な学習環境を提供するとともに、生活の場としてのゆとりと潤いのある環境づくりに努める必要があります。このため、校舎の耐震補強工事を推進することはもとより、学習形態の多様化への対応、バリアフリー化、シックスクール対策など、質的、機能的な面での向上を図るため、「学校整備計画」の着実な達成に向けて取り組んでいます。  
(再掲:基本方針2・基本方針3)

### 児童生徒に対する交通安全教育の実施

市では、交通安全教育として、歩行者としての安全、自転車の安全な乗り方、乗り物の安全な利用、身近な交通安全施設や交通規制についての理解が深まるよう「交通安全教室」や「自転車の安全な乗り方教室」を実施しています。

### 関係機関との連携

児童生徒の非行防止、健全育成のために、警察と連携した「学校・警察連絡協議会(学警連)」が組織されています。また、中学校生徒指導対策協議会では保護司会との連携を取っています。児童虐待防止に関しては、児童相談所との連携も取っています。福祉教育の実施に当たっては、社会福祉協議会との連携のもとに、さまざまな取り組みを実施しています。  
(再掲:基本方針3・基本方針5)

### 開かれた学校づくりの取り組み

平成13年度から学校運営に関する意見を保護者や地域住民などから聞く「学校評議員制度」を導入しています。平成16年度から「学校評価」に全校が取り組んでいます。内部評価だけでなく外部評価も取り入れるようにしている学校もあります。情報提供として「学校だより」や「学年だより」の発行や説明会の開催も行っています。毎年「学校へ行こう週間」を設定して、特定の期間はいつでも学校を訪問し児童生徒の活動を参観できるように取り組んでいます。  
(再掲:基本方針2・基本方針3)

### 保護者・市民が地域で子どもを守るための活動

市立の中学校のなかでは「地域青少年育成懇談会」が地域に根を下ろし、「子どもたちを守る会」が始動して、保護者会やPTAの校外委員会との連携が行われています。

## 基本方針 2

### 子どもたちの学習意欲を高め、確かな学力の向上をめざします

#### 少人数指導

学級を一つの大きな集団から複数の小集団に分け、それぞれの集団の中でより個に応じた適切な指導ができる「少人数の指導」に取り組んでいます。

#### 複数教員による指導

「チームティーチング(TT)」と呼ばれ、複数教員が協力し合って行う指導のことです。子どもの多様な思いや願い、興味・関心、個性的な学びに手厚く応えるよう取り組んでいます。

#### 習熟の程度に応じた授業

児童生徒の習熟状況をもとに、複数の学習集団に分けて授業を行っています。子どもの実態や指導の場面に応じて、より「個に応じた指導」が可能となります。基礎・基本の定着と児童生徒の興味・関心等に応じた、発展的・補足的な学習ができるようになります。平成16年度は、小・中1校ずつが「文部科学省学力向上フロンティアスクール指定研究」を受け、研究実践をしています。

少人数指導



#### 教育課程研究会

教育課程研究会は、小・中学校の教員が集まり、教育課程実施上の諸課題についての研究を行っています。今まで「少人数指導」「チームティーチング指導」等についての研究に取り組みました。平成14年度から新教育課程が実施され、研究会でも「総合的な学習の時間の評価」に取り組み、2年間の研究を行いました。現在は「総合的な学習の時間の全体計画」についての研究に取り組んでいます。

#### 授業づくり実践研修会

平成15年度から開催しています。児童生徒の学力の向上につながるよう、教員の指導力を高め、魅力ある授業づくりをするための研修会を実施しています。学校に講師を派遣し、模擬授業を行い、授業参観後に指導助言を受けるなど、実践的な場面での授業改善や工夫に活かしていくことをねらいとしています。これまで「今、社会科でつけたい学力」「群読の授業をつくる」「カウンセリングを生かした授業展開」「心のノートの有効活用をさぐる」「わかる授業楽しい授業の創造」「いのちの大切さを伝える」等のテーマで実施してきました。

**学校訪問**

教育委員会の指導主事が各学校を訪問し、教育方針・学校経営等について把握し、授業参観と教員との懇談により学校との意思疎通を図り、授業づくり・研究研修の充実を図っています。

**読書活動の取り組み**

平成13年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」を受け、市立の小・中学校では、毎週、朝のホームルームの時間を活用して読書活動に取り組んでいます。また、「読書活動推進嘱託員」を雇用し、市立の小・中学校へ派遣する中で、児童生徒への読書活動推進のための読み聞かせやブックトーク、図書紹介などをはじめ、図書室での事務や整理を行っています。

**外国人英語講師(ALT)・国際教育**

中学校では英語の授業に外国人英語講師を派遣し、コミュニケーション能力の育成に努めています。小学校では総合的な学習の時間に外国の子どもたちとの交流活動、ネイティブスピーカーなどとのふれあいを通じて、「国際理解に関する学習の一環」「外国語に触れる」「体験的な学習」として取り組んでいます。

**特色づくり推進事業**

児童生徒・保護者・地域の人にとって魅力ある学校となるよう、小・中学校全校25校で、特色ある学校づくりのための取り組みを実践しています。先進校5校は平成14年度から4年間、その他20校は平成15年度から3年間の実践をふまえて、以後の取り組みに関して検討し、当初の計画の見直しを行います。取り組み内容としては、多くの学校が地域との連携を中心に教育活動の充実や読書指導等の重点強化を実践しています。また、校内の環境整備に取り組んでいる学校もあります。

**総合的な学習の時間**

自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質を身に付けることをねらいとして授業展開をしています。各学校の児童生徒、地域の実態に応じて、環境教育、福祉教育、情報教育、国際教育、職場体験などの内容に取り組んでいます。具体的には、地域の方々や専門家の協力を得て、郷土学習、野菜や草花の栽培、川の汚れや酸性雨の調査を通じた環境学習、障害のある方や高齢者との交流、インターネットを活用した情報収集・活用、小学校の英語活動、異文化体験、身近な職場での職業体験などに取り組んでいます。



外国人英語講師(ALT)

### 新採用教員研修会

新任教員に対して、一年間の研修が実施されます。学習指導や学級経営に必要な基礎的・基本的な知識や技能を習得し、組織の一員としての意識を高めることをねらいとしています。  
(再掲:基本方針1)

### 経験者研修会

新規採用後5年及び10年を経過した教員に、当面する教育課題に応える意味から、広い視野に立った指導力と資質の向上を目的として実施されます。学習指導や学級・学年経営、児童生徒理解等の専門的な知識や技能の習得など、個々の能力、適性にに応じた研修を実施し、資質・指導力の向上を図ることをねらいとしています。  
(再掲:基本方針1)

### かまくら子ども風土記

鎌倉の歴史、地理、寺社の縁起、地域に伝わる行事や伝説などについて、郷土学習資料として教育センターが作成し、各学校で活用し、地域学習に役立てています。

### 理科・社会科の副読本による郷土学習

教育センターが発行している「かまくら」を小学校社会科で、「私たちの鎌倉」を中学校社会科で、「鎌倉の自然」を中学校理科で副読本として扱い、鎌倉市における地理・社会事象・文化・歴史等の学習に役立てています。

### 学校施設維持整備事業

学校施設の維持整備に当たっては、児童生徒に安全で快適な学習環境を提供するとともに、生活の場としてのゆとりと潤いのある環境づくりに努める必要があります。このため、校舎の耐震補強工事を推進することはもとより、学習形態の多様化への対応、バリアフリー化、シックスクール対策など、質的、機能的な面での向上を図るため、「学校整備計画」の着実な達成に向けて取り組んでいます。  
(再掲:基本方針1・基本方針3)

### 校内での研修

各校において教育課程や児童生徒指導等の課題について研修担当が中心になって年間計画を作成し、研究研修事業に取り組んでいます。毎年度、順番により、教育課題指定研究事業(小学校6校、中学校3校)、授業公開研究校(小学校2校、中学校1校)、校内研修充実事業(小学校8校、中学校5校)の3事業のいずれかに取り組んでいます。

### 環境教育

身近な自然環境や生活環境に興味を持ち、環境保全に対する認識を深めたり、行動力等を身につけたりするという、いわゆる生きる力の育成に視点を置きながら、地球環境の問題や、リサイクル、ごみ問題などをテーマにして、市立小・中学校において総合的な学習の時間での環境教育・学習の充実を図っています。

### 福祉教育懇談会

市内の小・中学校の教員を対象に、福祉教育への理解を深めてもらうことや地域の教育力の紹介を、毎年鎌倉市社会福祉協議会の主催で行っています。  
(再掲:基本方針3)

### 情報教育

中学校にはコンピュータールームを設置し、技術・家庭科を中心として各教科の授業で、「コンピュータを操作する能力」と「情報を活用する能力」を育てることをめざしています。小学校には各教室にコンピュータを配置しています。小・中学校とも、特に総合的な学習の時間で、調べ学習や発表にコンピュータを積極的に活用しています。

### 開かれた学校づくりの取り組み

平成13年度から学校運営に関する意見を保護者や地域住民などから聞く「学校評議員制度」を導入しています。平成16年度から「学校評価」に全校が取り組んでいます。内部評価だけでなく外部評価も取り入れるようにしている学校もあります。情報提供として「学校だより」や「学年だより」の発行や説明会の開催も行っています。毎年「学校へ行こう週間」を設定して、特定の期間はいつでも学校を訪問し児童生徒の活動を参観できるように取り組んでいます。  
(再掲:基本方針1・基本方針3)



**日本語指導等協力者派遣**

日本語の理解や学校生活に十分に適応できていない帰国児童生徒、外国籍児童生徒などに対し、日本語指導等の支援を行い、学校生活への適応を図っています。

**子ども議会**

平成13年度から、議会制民主主義への理解を深めながら地方自治の仕組みについて体験を通して学習する目的で開催しています。隔年で小学校と中学校が交互に対象となり、各学校2名の代表が参加して一般質問、子ども議会宣言の採択を行っています。

**砂工作の会**

市内の国公立全小学校(17校)の4年生が鎌倉の海岸で、砂を主材料として行う造形活動で、材木座海岸と腰越海岸の2会場に分かれて実施しています。各学校ともグループに分かれ作品を制作し、他校の作品を鑑賞し合い、交流を図る場となっています。

**児童作品展**

市内の国公立全小学校(17校)の全学年の書写と図工の作品が鎌倉芸術館ギャラリーで展示されます。そして、鑑賞を通して自校だけでなく、他校との交流を図っています。



砂工作の会

**基本方針 3**

**子どもたちに社会性・道徳性を身につけさせ、共に生きる心をはぐくみます**

**道徳教育**

各学校で年間指導計画をもとに行われています。教育センター研修会で「心のノートの有効活用」、体験を重視した道徳授業の紹介も行っています。

**いじめや不登校をなくす取り組み**

教育センター相談室において、いじめ・不登校等の相談を行っています。また不登校児童生徒が通う教室として、教育支援教室「ひだまり」を設置し、カウンセラー、教育相談指導員の個人面談から、小集団での人間関係づくり、学習支援に取り組み、児童生徒の生活を支援しています。また、児童生徒の人間関係づくりが、いじめ等の防止にも役立つことを考え、人間関係づくりの研修会を開催したり、調査研究協力校を支援する取り組みも行っています。

**人権・同和教育**

教育課題研修会として、市立小・中学校の人権・同和教育をより推進するために、教育センターでは人権・男女共同参画課との共同開催で人権・同和教育研修を実施し、教職員の理解と認識を深めています。

### 教育センター街頭指導事業

子どもたちの健全な育成と非行防止のために、安全で安心した生活環境づくりに向けた児童生徒の下校時の街頭指導やキャンペーン、環境浄化調査・パトロールなどを実施しています。  
(再掲:基本方針1)

### 校内における教育相談

各学校では、児童生徒一人ひとりがもっている人間関係や精神的な問題、学習・生活などの教育上の問題について、本人またはその保護者などからの相談を受け、望ましい在り方について指導・助言を行っています。  
(再掲:基本方針1)

### 関係機関との連携

児童生徒の非行防止、健全育成のために、警察と連携した「学校・警察連絡協議会(学警連)」が組織されています。また、中学校生徒指導対策協議会では保護司会との連携を取っています。児童虐待防止に関しては、児童相談所との連携もとっています。福祉教育の実施に当たっては、社会福祉協議会との連携のもとに、さまざまな取り組みを実施しています。  
(再掲:基本方針1・基本方針5)

### 障害のある子どもたちへの教育

障害児学級を設置して障害のある児童生徒に対して、一人ひとりの子どものニーズに応じた適切な教育をきめ細かく行っています。また、障害のある児童生徒と通常の学級の児童生徒とがふれあうよう交流を行っています。

### 教育相談・就学相談

教育上特別な配慮を必要とする児童生徒の学校生活や就学等に関する相談を随時行っています。

### 学齢児療育相談

市立小・中学校に在籍する障害のある児童生徒が、学校や地域でより充実した生活が送れるよう、市内の障害児学級に在籍する児童生徒の保護者との相談や助言を行っています。

### 普通学級介助員

通常学級に在籍している障害のある児童生徒で、生活面や安全面での介助が必要な場合と、怪我等の理由により、一時的に介助を必要とする児童生徒等に対して介助を行っています。

### 教育センター相談事業

教育センターでは、相談事業と教育支援事業を行っており、幼児から青少年までの教育や生活上の諸問題の相談を受けています。また、教育支援教室「ひだまり」では、いじめや不登校で悩んでいる児童生徒に対する教育支援・学習支援・進路相談・カウンセリング等を行っています。  
(再掲:基本方針1)

### PTA・保護者会や地域の人々と協力した取り組み

「総合的な学習の時間」を中心に、外部講師として保護者や地域の人々に協力を得ています。学校の教員が地域の方を対象にした公開講座の講師をしたり、地域の方と協力して行事やお祭りなどを実施しています。

### 地域福祉の推進

鎌倉市は平成16年5月に「鎌倉市地域福祉計画」を策定し、「共に生き、支え合う地域づくり」として「地域福祉の推進」に向けて、地域での支えあいの環境づくりをはじめとする地域の取り組みや市の支援策についての計画をまとめました。

### 福祉教育懇談会

市内の小・中学校の教諭を対象に、福祉教育への理解を深めてもらうことや地域の教育力の紹介を、毎年鎌倉市社会福祉協議会の主催で行っています。  
(再掲:基本方針2)

### 高齢者との世代間交流

世代を超えた交流を推進して、高齢者の豊かな経験と知識を学校教育に積極的に活用するよう、取り組んでいます。

### 乳幼児とのふれあい

小・中学校では、福祉教育や職業教育の目的で、幼稚園や保育所での乳幼児とのふれあいを通じて、発達や成長の仕組み、他者へのやさしさや思いやりなどを身につけ、次代の保護者としての豊かな人間性をはぐくむよう取り組んでいます。

### 幼・保・小の連携を促進する研究会

幼稚園・小学校の教員と保育所の保育士で構成される研究会等を開催し、幼児教育に関する今日的課題の研究を推進するとともに、保育参観や授業参観講演会を実施し、実態や諸課題について情報交換と研究協議を行っています。平成16年度には、つぎの5つの研究会等が行われています。  
幼児教育研究会 幼児教育研修会  
幼児教育研究協議会 幼保小連携研修会  
幼保小交流事業

**学校施設維持整備事業**

学校施設の維持整備に当たっては、児童生徒に安全で快適な学習環境を提供するとともに、生活の場としてのゆとりと潤いのある環境づくりに努める必要があります。このため、校舎の耐震補強工事を推進することはもとより、学習形態の多様化への対応、バリアフリー化、シックスクール対策など、質的、機能的な面での向上を図るため、「学校整備計画」の着実な達成に向けて取り組んでいます。

(再掲:基本方針1・基本方針2)

**開かれた学校づくりの取り組み**

平成13年度から学校運営に関する意見を保護者や地域住民などから聞く「学校評議員制度」を導入しています。平成16年度から「学校評価」に全校が取り組んでいます。内部評価だけでなく外部評価も取り入れるようにしている学校もあります。情報提供として「学校だより」や「学年だより」の発行や説明会の開催も行っています。毎年「学校へ行こう週間」を設定して、特定の期間はいつでも学校を訪れ児童生徒の活動を参観できるように取り組んでいます。

(再掲:基本方針1・基本方針2)

**民生委員・児童委員**

民生委員・児童委員として、法に基づいて委嘱された200名余りの方々が活動しています。また、児童に関する問題を主に担当する主任児童委員20名が活動しています。福祉事務所、児童相談所、学校等の関係機関が行う事業について協力してもらい、住民と行政機関の橋渡し役となっています。

(再掲:基本方針5)

**青少年指導員**

青少年指導員は、青少年の健全な育成を図るため、地域での担い手として活動しています。地域の人と人を結びつけるコーディネーター的な役割を果たしながら、青少年の自発的活動や、育成活動を推進し、地域の青少年団体の活動を盛んにするための援助や青少年育成組織を強化するための支援を行っています。

**幼稚園と保育所**

幼稚園と保育所は、それぞれの法制度のもとで運営されています。それぞれの目標において集団生活における経験の大切さが重要視されています。鎌倉市には幼稚園が23園、保育所14園(平成15年度)が運営されています。

**子ども会・鎌倉市子ども会育成連絡協議会**

保護者同士が、お互いに連携し合い、子どもたちの健やかな成長を願い、活動を手助けするための組織です。主な活動としては総会に始まり、育成者研修会・トスボール大会・ドッジボール大会など開催しています。

**基本方針 4****子どもたちの心と体を健やかに成長させ、豊かな感性を養います****歯科保健指導**

歯科医師会が小学校で、歯の模型・紙芝居などを使用して、年齢にあわせた歯科保健指導を実施しています。

**食育について**

児童に行っている食育としては、低学年の「嫌いなものでも少しずつ食べよう」から始まり、「食事の大切さ」「食品の栄養」「栄養素の働き」など体にかかわることがらや、「食品の名前がわかる」「食品の旬」「地場産の食材」「学校菜園での栽培」「豆腐づくり」等生産や加工流通にかかわることがらなどを関連教科で年間計画を立てて、栄養職員と教員が連携して行っています。

**学校保健大会の開催**

学校保健への意識を高めるとともに、児童生徒の心身の健全な発達をめざし、学校保健大会を開催しています。

### 体力向上への取り組み

神奈川県が平成13年度に実施した体力・運動能力調査では、県の平均値は全国平均値を下回っています。鎌倉市では、小学6年生全児童が一堂に会して「陸上記録大会」を開催し、公認の陸上競技場で競技することにより、得がたい経験を子どもたちに与え、自らの記録に挑戦することにより、運動することの楽しさを味わい、意欲的に運動しようとする態度を育てます。また、中学校では、部活動に全校で力を入れ、各種大会が実施されています。

### 学校給食事業

市立小学校では学校給食を実施しています。食事調査を基に学校給食の目標栄養量を設定し、その目標値に則した内容で実施しています。食事調査は定期的に行い、目標栄養量の確認を行っています。

### 給食だより

学校給食の内容を紹介したり、児童の給食の様子から、家庭での食生活の見直しを図るなど、食生活に関する情報を随時発信しています。

陸上記録大会



### 「かまくらっ子」の調査・研究

鎌倉市に在園・在学する幼児、児童生徒がどのような生活をし、意識をもっているか、5年ごとに日常生活を中心に調査・把握を行っています。過去の調査と比較検討することで、子どもたちの意識や実態の変化を明らかにし、子どもたちの心身の健全な発達のための参考資料としています。

### ランチルーム

多くの小学校では、教室とは違う、食事をするのにふさわしい場としてのランチルームにおいて、給食時間を過ごす機会を設けています。ランチルームは、子どもたちが食を通じて他のクラス児童や担任以外の教職員と交流を図る場として活用され、さらに、栄養職員が食育を行う場としても活用されています。

### 水泳補助指導員

体育科の水泳学習で、指導の安全と充実を図るため、専門の知識と指導力を持つ地域の方々を「水泳補助指導員」として各学校に派遣しています。

### 食物アレルギーへの対応

食物アレルギーのある子どもの給食には、除去食で対応しています。調理過程で除去が可能なものを除去するとともに、給食の献立に工夫を凝らし対応しています。

### 中学校運動部活動補助指導員

中学校の運動部活動において、専門的技術などの指導が困難な場合、顧問の協力者として補助指導者を派遣しています。平成15年度は4校の柔道部または剣道部に派遣を行いました。

### 学校給食用食器

市立小学校では、平成3年度から給食用食器の改善に取り組み、アルマイト食器から強化磁器食器に替えて使用しています。市立の小学校すべてにおいて家庭と同様な食器で食事ができるようになっています。

### 中学校体育連盟(中体連)

運動競技の発展を図り、保健体育全般にわたる研究をし、体育文化の向上を目的に活動しています。市立9校、国立1校、私立6校が加盟しています。競技部(専門部)には、14の種目別の専門部があり、総合体育大会などの各種競技会の企画・運営を行っています。研究部会は保健体育の調査研究や研究発表・講習会などを行っています。また、3つの特別委員会で中学校体育連盟の課題について検討しています。当連盟では、加盟校が各種競技会を通じて、鎌倉市の中学生としての、ふれあいとまとめ、心身の健全な発達を期することを目的に、毎年6月から総合体育大会が行われています。

### スポーツ関連事業

平成15年度にスポーツ課所管で実施された、中学生以下の子どもの対象とするスポーツ事業は、「おやこ体操」「トスペースボール」「親子スイミング」「フットサル大会」などをはじめとして、年間を通じて開催しています。平成15年度は9事業に1,333人の参加がありました。

### 中学校文化連盟

中学校文化連盟連合文化祭を例年開催し、市内の国・公立中学校の文化部所属生徒が、各種文化芸術活動を通じて、鎌倉市の中学生同士としてふれあい結束し、文化芸術活動への意欲・技術の向上を図っています。

### 鎌倉ならではの自然環境

鎌倉には海・山・川や池などの自然の遊び場が身近にあります。鎌倉中央公園では自然とのふれあいや農作業体験などに取り組んでいます。また、「天園ハイキングコース」「葛原岡・大仏ハイキングコース」「祇園山ハイキングコース」の3つのハイキングコースが整備され、多くの人に利用されています。(再掲:基本方針5)

### 料理講習会

学校給食について、より一層の理解を深められるよう、毎年夏休みに料理講習会を開催しています。市立小学校の保護者と子どもに参加を呼びかけ、学校給食のメニューを実際に作り、試食を行っています。

### 夏休み写生大会

市内在住・在学の小・中学生及び幼児の夏休みにおける情操教育の一環として、子どもたちに美術(絵画)創作の機会を与え、その作品を展示し、文化活動の振興を図ることを目的として開催するものです。名所・旧跡(主に社寺)を会場にしているため、古都鎌倉の再発見の機会にもなっています。

### ウィンターコンサート かまくらこどもコンサート

子どもたちに、吹奏楽・交響楽鑑賞の機会を与え、音楽を通じて情操教育を図るとともに、市民アマチュア交響楽団及びアマチュアバンドを育成し、市民による文化活動のいっそうの普及・振興を図る事業として、例年、12月と3月に開催しています。

### 小学校演劇等鑑賞会

小学生が専門家による演劇の鑑賞等を通じて、豊かな人間性をはぐくむ目的で実施しています。

### 地域子ども教室推進事業

文部科学省が都道府県を通して、市町村の実行委員会に委託している事業です。(3年間)。学校の校庭や教室、公民館など安全・安心して活動できる子どもの居場所を設け、地域の大人が活動面や安全面の指導者となり、放課後や休日におけるスポーツや文化活動などのさまざまな体験活動や地域住民との交流活動などを実施します。鎌倉市では、「かまくらっ子活動教室実行委員会」をつくり、「かまくらキッズコース」と「あそびのスポーツ広場」の2教室を実施しています。

## 基本方針 5

### 安心して子育てができる環境づくりを進めます

#### 幼稚園・保育所、支援センターなどの相談窓口

幼稚園では地域開放事業として教育相談事業を行っています(一部)。保育所でも育児相談を実施しています。子育て支援センターでは育児情報の提供や育児相談を子育てアドバイザーが行い、さまざまな子育て支援を実践しています。

#### 保育園地域交流事業

保育所で、育児に関する相談ができます。また、地域の子どもの交流、育児講座なども行っています。(実施園(平成16年度):公立保育園全園、富士愛育園、聖アンナの園、岩瀬保育園、オレンジ、清心保育園)

### かまくら子育てメディアスポット

市は平成15年度より「かまくら子育てメディアスポット」を開設し、子育てサークル、遊び場、保育所・幼稚園情報などの子育て支援情報を積極的に提供しています。また、授乳室や子どもを遊ばせながら相談申請ができる「キッズコーナー」も併設しています。

### 子育て支援センター

核家族化をはじめとする、さまざまな社会環境の変化により、孤立しがちな家庭で子育てをしている母親のために設立され、育児情報の提供や育児相談を子育てアドバイザーが行い、さまざまな子育て支援を実践しています。平成15年度現在、鎌倉市内には2箇所の子育て支援センターが設置されています。

### 子ども会館

子ども会館は、地域の子どもたちが自由に遊べるスペースで、市内に13箇所設置されています。設備は、場所によって多少違いはありますが、プレイルーム、図書室、庭、卓球室などが整備されています。また、一部の子ども会館では、地域の育児サークルなどに場所を開放して、幼児期における豊かな遊びの経験の場を提供しています。

### 地域の自主サークル活動

子育て支援グループと子育て中の母親たちのグループ19団体が集まり、情報交換を行っています。また、講座の企画や「一日冒険遊び場」を各地域で行っています。

### 保健・福祉関係者などによる相談体制

家庭訪問・乳幼児健康相談・乳幼児健康診査・育児教室・療育相談・母子グループ指導などで、子育てに関する相談を受け、育児不安の軽減を図り、育児力の向上を目指しています。

### 関係機関との連携

児童生徒の非行防止、健全育成のために、警察と連携した「学校・警察連絡協議会(学警連)」が組織されています。また、中学校生徒指導対策協議会では保護司会との連携を取っています。児童虐待防止に関しては、児童相談所との連携もとっています。福祉教育の実施に当たっては、社会福祉協議会との連携のもとに、さまざまな取り組みを実施しています。  
(再掲:基本方針1・基本方針3)

### 図書館での取り組み

「おはなし会」…4歳くらいから小学校低学年の子どもを対象に、ストーリーリング(おはなし)や絵本の読み聞かせを行っています。パネルシアターや紙芝居など、広くお話や本の楽しさを紹介しています。

「おひざにだっこのおはなしかい」…2.3歳の子どもと保護者を対象に、絵本やわらべうたなど、ことばを通じたコミュニケーションを図り、おはなしの楽しさに触れることができます。また、絵本の紹介や読み聞かせの仕方などの相談も受けています。

### 子どもの遊び場と広場や公園

現在、市で管理している公園や緑地は207箇所(平成15年4月1日現在)あります。主なものとしては、海岸との景観を配慮した鎌倉海浜公園、自然観察のできる散在ガ池森林公園、鎌倉駅から近距離に位置する源氏山公園、野球場や庭球場などのスポーツ施設のある笹田公園、谷戸や里山の自然を生かした鎌倉中央公園があり、市民の憩いの場として、親しまれています。さらに、児童遊園等(子どもの広場、青少年広場など含む)が38箇所、集合住宅に付設された遊び場などもあります。

### 鎌倉ならではの自然環境

鎌倉には海・山・川や池などの自然の遊び場が身近にあります。鎌倉中央公園では自然とのふれあいや農作業体験などに取り組んでいます。また、「天園ハイキングコース」「葛原岡・大仏ハイキングコース」「祇園山ハイキングコース」の3つのハイキングコースが整備され、多くの人に利用されています。  
(再掲:基本方針4)

### 広場・公園などの情報の提供・子育てマップ

市では「かまくら子育てナビ きらきら」を発行し、子どもの外遊びを推進するため「子どもの遊び場と親子で楽しめる公園」について、地図とともに遊具や公園の特徴などを紹介しています。

### 安全で安心して遊べる環境づくり

市では平成16年度から「安全・安心まちづくり担当」を設置し、安心して暮らせる安全なまちづくりにかかわる調整等を行っています。  
(再掲:基本方針1)

### 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員として、法に基づいて委嘱された200名余りの方々が活動しています。また、児童に関する問題を主に担当する主任児童委員20名が活動しています。福祉事務所、児童相談所、学校等の関係機関が行う事業について協力してもらい、住民と行政機関の橋渡し役となっています。  
(再掲:基本方針3)